

市民動物園会議関係条例・規則

○札幌市動物園条例（抄）

令和4年6月6日条例第30号

第3章 認定動物園

第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

- 2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（円山動物園における良好な動物福祉の確保）

第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に**市民動物園会議**の評価を受けなければならない。

- 2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 3 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

（動物の展示及び教育活動における原則）

第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと**市民動物園会議**が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

- (2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

(助成)

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

第6章 市民動物園会議

第23条 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。

- 2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べる事。
 - (2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べる事。
 - (3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べる事。
 - (4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べる事。
 - (5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べる事。
- 3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べる事ができる。
- 4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。
- 5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。
- 9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。
- 11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。
- 12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○市民動物園会議規則

平成26年10月6日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）第23条第12項の規定に基づき、市民動物園会議（以下「動物園会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 動物園会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、動物園会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第4条 動物園会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、動物園会議の会議の議長となる。
- 3 動物園会議は、委員（議事に関係のある臨時委員も含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 動物園会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 動物園会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 部会は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「動物園会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、動物園会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。